

経済産業省

デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関する
モニタリング会合

2023年度 第8回 議事要旨

■ 開催概要

<日 時> 令和5年9月21日(木) 9:00~11:05

<場 所> オンライン開催 (Webex)

■ 出席者

<委員> (座長以下50音順)

岡田座長、黒田委員、伊永委員、武田委員、百歩委員、平山委員、若江委員

<オブザーバー>

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム 岸原専務理事

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 金藤 ICT 委員会委員長

一般社団法人 EC ネットワーク 沢田理事

公益社団法人日本通信販売協会 万場専務理事

<関係省庁>

内閣官房デジタル市場競争本部事務局 松本主査

公正取引委員会 経済取引局 総務課 デジタル市場企画調査室 稲葉室長

総務省 情報流通行政局 参事官室 後藤参事官付企画官

総務省 総合通信基盤局 利用環境課 川野課長補佐

個人情報保護委員会事務局 松浦参事官補佐

<デジタルプラットフォーム提供者>

Google LLC

政府渉外・公共政策担当副社長 Wilson White 氏

プラットフォーム・エコシステム政策統括部 Kareem Ghanem 部長

プラットフォーム・エコシステム (Google Play) 担当政策部 Erica Fox 部長

<事務局>

経済産業省 商務情報政策局 仙田デジタル取引環境整備室長

(令和5年度事務局運営支援業務委託先) (株)野村総合研究所、(株)イベント・レンジャーズ

■ 議事次第

1. 開会
2. 議題

デジタルプラットフォーム提供者からのヒアリング⑥ Google LLC（アプリストア）

3. 閉会

■ 配布資料

議事次第

資料1 ヒアリングの公開・非公開について

資料2 Google LLC 提出資料（発表資料）

参考資料1 特定デジタルプラットフォーム提供者による報告書（抜粋）

Google LLC（第2回会合提出資料）

■ 討議概要

- 事務局から、資料1に基づきヒアリングの公開の方針について説明。
- Google LLC から、資料2に基づきプレゼンがなされた。
- その後、質疑応答がなされた。委員等からの主な質問・意見は以下のとおり。
- User Choice Billing の導入を高く評価する。同手法を採用しているデベロッパーの数およびデベロッパーの名称とアプリ名を教えていただきたい。また、そのうち何割が 30%の手数料を支払っているのか。
- ✓ アウトリンクを禁止する理由として、ユーザーが悪意のあるサイトに誘導される危険性を挙げているが、Apple はユーザーに注意喚起するブリッジページを挟むことで、危険を回避しようとしている。Google においても Apple と同様にユーザー保護を実現し、アウトリンクを許容することもできるのではないか。
- ✓ 昨年度会合では、Google の手数料に関する説明は利用事業者からの理解と納得を完全に得られる状況に至っていないと評価された。直近で、手数料の性格と水準について、利用事業者団体等との協議や相互理解に向け取り組んだ例や、今後の計画があれば教えていただきたい。
- ✓ 検索順位は、昨年度の大臣評価でも注視事項となっていたが、Google の報告書では、検索順位に関する新たな取組は報告されていなかった。検索順位が利用者にとって適切であり、ランキングのシステムやプログラムが意図的に調整されたものでないことを担保する取組があれば具体的な対応策を、取組がなければその理由を教えていただきたい。
- ✓ アプリストアのトップページに表示される「おすすめ」の掲載を決定する主要パラメータはどのように設定され、それが意図的に調整されたものでないことをどのように担保しているのか。

- ✓ 報告書において、国内管理人に Google 合同会社を選任しているとの記載があるが、その役割、責任範囲、権限等をどのように整理しているのか。透明化法の範囲における日本の国内管理人の裁量範囲を教えてください。
- ✓ 全世界でプラットフォームを運営するにあたり、各国一律で同じ取扱いなのか、日本固有の対応を行っている部分が多いのか教えてください。
- ✓ Google Play ストアにおけるアプリの表示方法は自己優遇ではないとのことだが、Google Play で配布されていないプリインストールアプリや OS の機能も、Google Play で配布されるアプリと同様に内部でレビューをしているのか。
- ✓ Google Play のデベロッパーポリシーセンターにおいて、Google 製アプリとその他のアプリで取得できるデータに差異があり、他デベロッパーにデータを提供しない理由が記載されているが、Google によるデータ利用を正当化する理由は書かれていない。Google が提供しないデータを利用することで、消費者や他のデベロッパーはどのような利益を得てきたのか。
- ✓ 経済学の論文のレビューでは、著者の属性による差別的な取扱いがなされてきたことが知られている。Google Play ストアのレビューにおいても、デベロッパーの属性に基づく差別的取扱いが起り得ると考えられるが、それを防ぐためにどのような取組をしているのか。
- ✓ 返金問題に対応するために「Voided Purchases API」を提供したとあるが、API により具体的にどのように返金関係のトラブルが解消されたのか。
- ✓ アカウント停止に関する苦情減少のデータ検証など、透明化法の趣旨と一致するポリシーを前向きに推進していると評価している。引き続き、デベロッパーと合理的な意見交換を行える体制の強化をお願いしたい。
- ✓ 昨年度の大臣評価では、アプリストアの運営費用と手数料との関係を詳しく説明することが求められた。アプリストアへの投資額を含め、コストと 30%の手数料との関係を説明いただきたい。
- ✓ 報告書では Google Play ストアにおけるアプリの表示方法に関して自己優遇は行っていないとされているが、アプリ販売データを自社販売へ利用する、売上貢献が大きいデベロッパーを Google Play ストアの利用条件や実際の運用面で優遇する等の行為はないといえるか。データに対するアクセス記録、内部監査によるチェック体制など、客観的に外部から検証可能なエビデンスを教えてください。
- ✓ 昨年 11 月に試験運用が開始された User Choice Billing については、昨年度の大臣評価において、実際に利用事業者に利用されるようになることが重要と指摘された。利用が進んでいない点について、制度の周知以外にこれを利用するインセンティブを高める実質的な取組はなかったのか。
- ✓ アプリの掲載審査において審査担当者により結果にばらつきが生じることはないか。審査結果についてどのようなチェック体制を設けているか。また、審査結果が不平等であるというデベロッパーの主張は異議申立ての理由として認められるか。
- ✓ アカウント停止・アプリの削除等のステータスが、Google Play コンソールに表示され、デベロッパー宛に通知メールが送られるとあるが、これらのサンプルやスクリーンショットを共有いただきたい。また、表示の内容において最近改善したことがあれば説明いただきたい。
- ✓ アカウント停止・アプリの削除等を判断する際、その根拠や理由となる情報はどのように入手するの

か。判断の間違いが生じないように、どのような工夫や改善をしているか。

- ✓ 透明化法はアカウント停止措置について事前の説明義務を設けているが、この義務の例外に該当すると判断して事前説明を行わなかった案件は何件で、どのような案件か。
- ✓ Google はデベロッパーに対する支払いを留保できると規約にあるが、実際、どのような場合に支払いが留保されたのか。また、その件数や留保された金額が最も大きかったもの、留保された期間が最も長かったものを教示いただきたい。
- ✓ Google はデベロッパーから取得したデータをアプリストア全体のメリットになることにのみ利用しているとのことだが、報告書でデータ取得と利用について開示されている規約類を確認していたところ、ユーザー向けのプライバシーポリシーには、新しいサービスの開発に利用する、例えば、Google の写真アプリ等の使い方をもとにして、Google フォトの開発に役立てた、とある。Google は、デベロッパーから取得したデータを自社アプリの開発に利用しているということか。また、これは開発者向けページには明示されておらず、ユーザー向けのプライバシーポリシーを参照するような記載となっているのはなぜか。
- ✓ インストール後のアプリのチェックについて、問題が検知されるアプリは、Google Play ストア経由、サードパーティアプリストア経由、ウェブからのサイドローディング経由のそれぞれについてどの程度か。また、経由方法の違いにより、検知方法の違いはあるのか。
- ✓ 昨年度も指摘したが、自己優遇については、Google Play ストア内の対応に限らず、Google のアプリがプリインストールされて圧倒的に有利である状況の見直しを含め、検討いただきたい。
- ✓ オンラインクレーンゲームに関して、日本の法社会制度を踏まえ、ポリシーを改定し、グローバルルール化したこと、日本の文化的背景に合わせたコンテンツの表現形に関するポリシーがアップデートされたことは、デジタルプラットフォーム事業者が個別文化を尊重し、保護する取組であり、評価できる。
- ✓ 苦情を網羅的に対象として分析していることは評価できるが、苦情の定義、具体的には、一般的な相談と苦情の区別はどのようにしているのか。また、苦情対応は複数のチームが対応し、複雑な質問は必要に応じて上級の担当者に上申されるとのことだが、問い合わせ・苦情の対応体制とエスカレーションフローを教示いただきたい。
- ✓ アカウント停止の際、デベロッパーに対して段階的な警告・通知を行っていることは評価できるが、一部拒絶に該当するアプリの削除について事前通知が行われない場合があると認識している。この点について改善策等の検討状況を教示いただきたい。
- ✓ ゲームアプリが User Choice Billing の試験運用において対象外となっているのはなぜか。また、EU で提供している、ユーザー選択型ではない代替の課金システムのプログラムを日本に導入する予定はあるか。
- ✓ 日本の文化的背景に合わせたコンテンツの表現形に関するポリシーのアップデート作業は、困難が伴うと予想されるが、どのような体制とスキームで実施しているのか。
- ✓ ユーザーによるアプリのレビューについて、投稿者の自由な評価と意見は大変参考になるものだが、デベロッパーからは、評点や個人の一方的な感想は事業に大きな影響を与えるため、誹謗中傷にあたるレビューは削除してほしいという意見がある。ユーザーの表現の自由とデベロッパーのビジネス

や権利保護をどのようにバランスしているのか。

- ✓ Google Play Pass は、広告なしで、有料アイテムを無制限で利用できるサブスクリプションサービスと承知。これにより、同じアプリを配信しているデベロッパーは、本来なら入るはずの購入代金等が得られないこととなるが、Google からデベロッパーに対する支払いはどのように規定されているのか。
- ✓ 未成年者によるゲームの有料アイテム購入のトラブルに関連して、未成年者による契約の未然防止と対応方法、Google がデベロッパーに示している安全基準等があれば伺いたい。
- ✓ 本日の説明資料の 12 ページに記載されているが、アカウント停止に関する詳細をデベロッパーに提供し、異議申立てやネガティブな感情が顕著に減少したことは評価。また、これまで、過度な情報開示すると、悪意のある者が裏をかこうとする、との記載があるが、こうした自体は現状まだ起こっていないのか、あるいは、また監視の強化や追加的な措置を取りながら、適切な情報開示の程度を検証しているのか。

以上

- ※ 本議事要旨は、会合の様態等を事務局の文責において要約したものであり、事後修正の可能性があります。

【お問い合わせ先】

商務情報政策局 情報経済課 デジタル取引環境整備室

電話：03-3501-0397